

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十二条第一項の規定に基づき、規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業について、次のとおり指示する。

令和五年三月十四日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による九州・山口北西海域とらふぐはえ縄漁業の承認・届出及び操業期間の制限等に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「規制海域」 東経百三十一度四十一分三十五秒の線以西の海域のうち、熊本県天草市魚貫崎から長崎県五島市富江町笠山崎に至る直線、長崎県五島市富江町笠山崎正西の線及び熊本県天草市魚貫崎正東の線以北の我が国の排他的經濟水域、領海及び内水（内水面を除く）。ただし、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する太平洋、瀬戸内海、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（平成十四年法律第二百二十号）第二条に規定する有明海及び八代海を除く。
- (2) 「とらふぐはえ縄漁業」 動力漁船によりはえ縄を使用してとらふぐをとることを目的とする漁業
- (3) 「浮縄」 とらふぐはえ縄漁業において、海中を移動するはえ縄を用いて操業する漁法
- (4) 「底縄」 とらふぐはえ縄漁業において、海中に固定するはえ縄を用いて操業する漁法

2 操業の承認  
規制海域において、令和五年五月一日から令和六年四月三十日の間に総トン数五トン以上の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認隻数の上限  
次の表の上欄に掲げる県ごとに、下欄に掲げる承認隻数の上限を定める。

県名	承認隻数上限
福岡県	八十六隻
山口県	五十八隻

佐賀県	二十二隻
熊本県	九十五隻

#### 4 承認証の交付及び備付け義務

委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

(1) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならぬ。

#### 5 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る規制海域におけるとらふぐはえ縄漁業に使用してはならない。

#### 6 承認の取消

委員会は、2の承認を受けた者が、この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

#### 7 操業の届出

規制海域において、総トン数五トン未満の船舶を使用してとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、委員会へ届け出なければならない。

#### 8 操業期間の制限

規制海域においてとらふぐはえ縄漁業を営もうとする者は、次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる漁法ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内は、操業をしてはならない。

B海域 次に掲げる線以東の規制 海域。ただし、A海域を除	A海域 北緯三十四度四十分四十. 三秒、東経百三十一度四十 一分三十五秒の点から北西 の線以東の海域	区 域	漁 法	期 間
浮 繩	底 繩	浮 繩	漁 法	期 間
令和五年五月一日から十一月三十 日まで及び令和六年三月二十一日か ら四月三十日まで	令和五年五月一日から八月三十一 日まで及び令和六年四月一日から四 月三十日まで	令和五年五月一日から十二月九日 まで及び令和六年三月二十一日から 四月三十日まで		

く。

一 東経百二十九度四十 分の線と長崎県壱岐市 湯本湾の最大高潮時海 岸線との交点（次号に おいて「A点」という。） から正北の線		C 海域 規制海域のうち、A 海域、 B 海域、D 海域、E 海域を 除く 海域。	D 海域 次に掲げる線によつて囲 まれた海域。 一 北緯三十三度四分の 二 北緯三十三度三十分 の線 三 の線 四 分の線 E 海域 次に掲げる直線及び陸岸 によつて囲まれた海域。 一 長崎県長崎市権現山 三角点から同県同市大立 神灯台に至る直線						
二 長崎県長崎市大立 神灯台から熊本県天草市 魚貫崎に至る直線		底 縄	浮 縄	底 縄	浮 縄	底 縄	浮 縄	底 縄	浮 縄
三 長崎県南島原市瀬詰 神山に至る直線		令和五年五月一日から十一月五日 まで及び令和六年四月六日から四月 三十日まで	令和五年五月一日から十一月五日 まで及び令和六年四月六日から四月 三十日まで	令和五年五月一日から十月三十一 日まで及び令和六年四月一日から四 月三十日まで	令和五年五月一日から九月三十日 まで及び令和六年三月二十一日から四 月三十日まで	令和五年五月一日から九月三十日 まで及び令和六年四月一日から四 月三十日まで	令和五年五月一日から九月三十日 まで及び令和六年四月一日から四 月三十日まで	令和五年五月一日から八月三十一 日まで及び令和六年四月一日から四 月三十日まで	令和五年五月一日から八月三十一 日まで及び令和六年四月一日から四 月三十日まで

(表中の緯度・経度は日本測地系)

9

### 小型魚の再放流

とらふぐはえ縄漁業を営む者は、規制海域においては全長三十センチメートル以下のとらふぐは、直ちに放流しなければならない。

10

### 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者及び7の届出をした者は、当該承認又は届出に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

11

### 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認及び届出等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

12

### 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和五年五月一日から令和六年五月三十一日までとする。